コンケア利用規約

第 1 条（本規約の適用）

1. コンケア利用規約（以下「本規約」といいます）は、東京メンタルヘルス株式会社及び株式会社エクスブレーン（以下「本サービス運営法人」といいます）がクラウドコンピューティング形式で提供するコンケア（以下「本サービス」といいます）の法人利用に係わるすべての事項に適用されます。
2. 本サービスの内容及び本規約の内容の一部または全部は、事前に告知されることなく、変更、追加及び削除されることがあります。

第 2 条（定義）

1. 「クラウドコンピューティング」とは、共有化されたネットワーク、ストレージ、サーバ及びサーバにインストールされたシステムを、簡便且つ迅速にインターネットを通じてアクセスして利用することを可能とする情報処理形態をいいます。
2. 前項の他に本規約において使用する用語の定義については、それぞれ次のとおりとします。
   ① 「利用契約」とは、第 5 条（利用手続）第 1 項に基づき成立する本サービスの利用に係る契約をいい、その他本サービスに関する個別の特約、契約、規定等を含みます。
   ② 「アカウント」とは、本サービスにアクセスして利用する際に用いる従業員 ID 及び管理者 ID その他の ID 等をいいます。
   ③ 「登録データ」とは、本サービスを利用する過程で登録又は生成され、本サーバに蓄積されるデータをいいます。
   ④ 「コンテンツデータ」とは、本サービスの各コンテンツを利用する過程で取得又は表示可能なあらゆるデータをいいます。
   ⑤ 「本サーバ」とは、登録データが蓄積されるサーバ機をいい、データセンターに設置され、管理されます。
   ⑥ 「本クラウド環境」とは、本サービスをクラウドコンピューティング形式で利用することを可能とするために必要な本サーバを含むストレージ、OS、ネットワーク環境等をいいます。
   ⑦ 「利用者等」とは、本サービスを利用する契約法人の正社員、契約社員、嘱託社員、出向社員（契約法人が出向元となっている社員と出向先となっている社員の双方を含む）、派遣社員（契約法人が派遣元となっている社員と派遣先となっている社員の双方を含む）、アルバイト及び役員等をいいます。
   ⑧ 「契約法人」とは、本サービス運営法人との間で利用契約（第 5 条（利用手続）1 項に定義されます）が成立した法人（組織）をいいます。

第 3 条（本規約の目的）

1. 本サービス運営法人は契約法人に対し、本サービスをクラウドコンピューティング形式で利用すること及び契約法人の管理のもと利用者等が利用することを許諾します。
2. 契約法人による本サービスの利用可能範囲は、原則として契約法人の従業員等に限るものとし、利用者等に含まれない契約法人の子会社又は関連会社の従業員及び役員等による利用は範囲外とします。

第 4 条（本サービス）

1. 本サービスの機能の概要は次のとおりとし、詳細は別紙ドキュメント類（ユーザマニュアル等）に定め

るとおりとします。

① 出退勤情報及び出退勤時のメンタル状況の入力並びにコンディションメモの入力機能。

② 前号により入力された情報に基づく分析情報及び支援情報の生成機能並びに支援情報の管理者への通知機能。

③ 前各号により入力又は生成された情報の閲覧機能(アカウント権限により閲覧可能範囲は異なる)。

④ 前各号の他にドキュメント類に記載する機能。

2. 本サービスの機能は、本サービス運営法人の裁量に基づき随時追加、変更又は削除等される場合があります。この場合、原則として本サービス画面にお知らせとして表示する等して事前にその旨を本サービス運営法人は契約法人に対し通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合、軽微な変更等の場合又はその他正当な事由がある場合は、事後の通知となる場合があります。

第5条（利用手続）

1. 本サービスの提供を受けようとする法人（組織）は、本規約の内容に同意した上で、所定の利用申込書を提出して本サービスの利用を申込むものとし、本サービス運営法人が本サービスの利用を承認したときに、本サービスの利用契約が成立したものとします。
2. 契約法人は、本サービス運営法人に提出した前項の利用申込書の記載内容が、申込時点の事実を正確に反映していることを保証するものとします。
3. 契約法人は、本サービス運営法人に提出した利用申込書その他書面の内容に変更が生じた場合、速やかに本サービス運営法人に対し、その旨を通知しなければならないものとします。
4. 本サービス運営法人は、契約法人が提出した利用申込書その他書面の内容について疑義がある場合、正確性を裏付ける資料等の提出を契約法人に求めることができるものとし、契約法人はこれに応じなければならないものとします。
5. 契約法人は、本サービスを利用するにあたり、自らの費用と責任においてコンピュータ等インターネットに接続する機器、ソフトウェア、通信手段等を導入・設置するものとします。
6. 本サービスの利用契約期間は、基本月単位とし、具体的な契約内容及び契約期間は契約法人向けに別途発行するライセンス証書に記載します。
7. 契約法人は、利用契約期間の終了後、本サービスのすべてが受けられなくなります。ただし、利用契約期間終了前までに、所定の手続きにより利用契約更新を申し出た場合は、新たなに利用契約期間が延長されるものとし、契約法人向けに新たな契約内容でライセンス証書を発行します。
8. 次の事項に関しては、別途契約法人と本サービス運営法人の間又は次の事項を主に実施する第三者を加えた契約法人・本サービス運営法人・当該三者の三者間で書面にて個別の利用契約を締結するものとし、これらの対応については、通常の利用料金以外に別途費用が発生するものとします。

① 本サービスの利用を開始するにあたり、本サービス運営法人が特別な導入支援を行う場合（既存グループウェア又は基幹システム等からのデータ移行等)。

② 本サービス運営法人が本サービスの個別カスタマイズ対応を行う場合。

③ 本サービス運営法人がコンサルティングサービス（EAP サービス）を実施する場合。

④ 前各号の他に契約法人の申込に基づきその他のオプションサービスを本サービス運営法人が実施する場合。

9. 本サービスの利用に関して契約法人と本サービス運営法人の間に個別の契約等が締結された場合、本規約は当該個別契約等にも共通して適用されるものとします。尚、本規約と個別契約等の規定が相反し、又は矛盾する場合は、個別契約の規定を優先するものとします。

第6条（利用許諾）

1. 本サービス運営法人は契約法人に対し、契約法人が管理するコンピュータ・ネットワークにおいて、利用者等が本サービスを利用することを許諾するものとします。
2. 前項の利用者等は、本サービス運営法人が発行する認証用 ID によって識別されます。
3. 前項によって付与された認証用 ID、パスワードは、利用契約期間が終了した時点で自動的に失効します。

第7条（サポート）

1. 本サービス運営法人は、利用契約期間中、次に定めるサポートサービスを契約法人に提供し、都度必要に応じてサポート対応を行うものとします。
   ① 本サービス又はドキュメント類に何らかの瑕疵が発見された場合の補修対応又は代替品納入等。
   ② 本サービスの稼働に障害が生じた場合の対応。
   ③ 本サービスの設定、登録作業及び使用方法等に関する契約法人又は利用者等からの問い合わせへの対応。
   ④ 前各号に付帯関連する業務。
2. 契約法人又は本サービス運営法人は、本サービスの稼働に障害が発生し、正常に本サービスを利用することができない事態であることを確認した場合、相手方に障害が発生した旨を通知するものとし、本サービス運営法人は障害原因の切り分け対応を行うものとします。
3. 本サービス運営法人は、前項の障害切り分けの結果に基づき、速やかに当該障害を解決するために最善を尽くすものとします。但し、当該障害の原因が次のいずれかに該当する場合は、当該問題の解決に至らない場合があるものとし、この場合本サービス運営法人は当該問題に関して発生した損害並びに当該問題の終局的な対応責任を含め一切の責任を負うものではありません。
   ① 火災、停電、地震その他天災及び不可抗力や異常電圧等に起因する場合。
   ② 本サービスを使用する利用者等の端末及びネットワーク環境等に起因する場合。
   ③ 前号の他、本サービス運営法人が対応することのできない利用者等のハードウェア環境又はインフラ環境等に起因する場合。
4. サポート対応の受付時間及び受付方法等は、別紙サービスレベル指標に定めるとおりとします。

第8条（バージョンアップ）

1. 本サービス運営法人は、本サービスのバージョンアッププログラムを開発した場合、契約法人に対し事前通知等をすることなしに、当該バージョンアッププログラムを適用します。但し、メジャーバージョンアップに相当する場合は、当該バージョンアップ内容に応じてその適用等を本サービス運営法人の裁量で定めます。
2. 本サービス運営法人は、バージョンアッププログラムの適用後、本サービス画面にお知らせとして表示する等して契約法人にその旨を通知するものとします。

第9条（利用料金）

1. 契約法人は本サービス運営法人に対し、本サービスの利用料金として所定の料金を本サービス運営法人が定める支払期日までに支払うものとします。尚、料金のうち月額料金は、第5条（利用手続）6項に基づくライセンス証書に記載された利用開始日より発生するものとし、利用開始日又は終了日が月の途中であったとしても、日割り計算されないものとします。
2. 利用料金のうち月額料金については、契約法人に対し発行するアカウントの合計数で算出するものとし、

アカウントの追加又は削除を希望する場合は、本サービス所定の操作マニュアル等に基づきアカウントの追加又は削除のオペレーションを契約法人自らが行うものとします。尚、アカウントの追加又は削除を行った月の月額料金は、アカウントの追加又は削除月の当月末時点のアカウント合計数で算出するものとします。

3. 本サービス運営法人は、次のいずれかの対応を行う場合、契約法人に対し当該対応に係る費用を請求することができるものとします。尚、本サービス運営法人は、当該対応を行う前に、契約法人に対し予め対応費用を明示するものとしますが、緊急を要する対応の場合はこの限りではありません。
   ① 本サービス運営法人の従業員等が契約法人の事業所等に出張して作業を行う場合。
   ② 前号の他、本規約及び利用契約に記載のない対応又はサービス等を実施する場合。

第 10 条（支払）

1. 本サービス運営法人は、本規約及び利用規約に基づく契約法人の本サービス運営法人に対する支払の代理受領権を株式会社ヒューマンテクノロジーズ（東京都港区、代表取締役：恵志　章夫）又はその代理店に付与し、契約法人はこれを承諾する。
2. 本規約及び利用契約に基づく契約法人の本サービス運営法人に対する支払いは、当該支払いに係る消費税等相当額を付した上で本サービス運営法人が代理受領権を付与する株式会社ヒューマンテクノロジーズ（同上）又はその代理店が指定する銀行口座に翌月末日までに支払うものとし、支払日が銀行休業日である場合は前営業日までに支払うものとします。尚、支払いに係る振込手数料は契約法人が負担するものとします。
3. 契約法人は、本規約及び利用契約に基づく本サービス運営法人に対する支払いを、支払期日を経過しても尚履行しない場合、支払金額に遅延損害金（支払期日の翌日から年利 14.6%の割合で算出）を加算して直ちに本サービス運営法人が代理受領権を付与する株式会社ヒューマンテクノロジーズ（同上）又はその代理店に支払うものとします。

第 11 条（本サービスの利用）

1. 契約法人は、本規約、利用契約及び本サービスのドキュメント類の記載事項並びに各利用者個人向けに規定する本サービスガイドラインを遵守し、利用者等に遵守させることを条件に、本サービスを利用し、利用者等に利用させることができるものとします。
2. 契約法人は、自ら又は利用者等が本サービスを利用する上で、次の事項を遵守するものとします。
   ① 登録データを含め、利用者等が本サービスの利用を通じて伝送及び登録等した一切のデータにつき、その内容について契約法人は一切の責任を負うものとします。
   ② 利用者等による利用は全て契約法人自身の利用とみなされることを承諾するとともに、利用者等による利用について契約法人は一切の責任を負うものとします。
   ③ 本サービスを人事考課又は職場の評価等に利用しないこと及びその他の本来の目的以外のために利用しないこと。
   ④ 本サービスを導入する部署及び利用する利用者等の特定につき、客観的に不適切であると判断されるような決定をしないこと。
   ⑤ 本サービスを利用する利用者等の匿名性を確保するため、一定以上の利用人数を確保すること。
   ⑥ 契約法人と本サービスを利用する利用者等との間の労使関係が不安定又は不適切な状態にあると判断する場合は、当該利用者等の本サービスの利用を中止させる等の適切な措置を講じること。
   ⑦ 内部又は外部の専門家による EAP サービスの実施を決定した場合に、当該専門家から受けた指示及び提案事項並びに改善すべきとされた事項については、可能な限りこれに従い適切な措置を講じる

こと。

3. 契約法人は、別途申込に基づき本サービス運営法人より共有入力端末を借り受ける場合は、別紙として定める当該端末の利用規定を遵守するものとします。

第 12 条（アカウントの管理責任）

1. 契約法人は、発行された全てのアカウントを責任もって管理します。また正当な理由がある場合を除き、各利用者等が各自のアカウント以外のアカウントを利用しないよう管理するものとし、各利用者等がアカウントを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡及び質入れ等をすることがないよう適切に管理するものとします。
2. 本サービス運営法人は、契約法人に発行したアカウントを利用して行われた全ての行為は、契約法人又は利用者等による行為であったものとみなし、それらが盗用又は不正利用等による第三者の行為であったとしても、それらにより生じた損害等について、本サービス運営法人の過失によるアカウントの流失に該当する場合を除き本サービス運営法人は如何なる責任も負わないものとし、契約法人は、当該第三者利用に関し発生した債務を免れることはできないものとします。

第 13 条（禁止事項）

1. 契約法人は、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある行為を行ってはならず、また利用者等に対して行わせてはなりません。
   ① 本規約、利用契約、各利用者個人向けに規定する本サービス利用規定に違反する行為。
   ② 本サービス運営法人又は第三者の著作権、知的財産権、プライバシー権、肖像権、名誉その他権利を侵害する行為。
   ③ 本サービスに対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変等をし、又は本サービスの派生システム等を製作する行為。
   ④ 本サービスの利用を通じて有害なコンピュータプログラムファイル等を登録又は送信し、若しくは他者が受信可能な状態におく行為。
   ⑤ 本サーバに無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS 攻撃若しくは大量のメール送信等により、その利用若しくは運営に支障を与える行為。
   ⑥ 本サービスの機能利用制限又は編集制限を解除し、若しくは本サーバのアクセス制御機能を解除すること並びにこれらに関する情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。
   ⑦ 本サービスのドキュメント類に記載する内容に反する行為その他本サービスの本来の利用目的以外の利用行為。
   ⑧ 本サービスに基づく、一切の権利（本サービス及びコンテンツデータを含むがこれらに限られない）を有償・無償を問わず第三者に譲渡・提供・貸与・上映する行為、あるいは利用させる行為。
   ⑨ 本サービス及びコンテンツデータを第三者に提供あるいは利用させる行為。
   ⑩ 前各号の他、法令、公序良俗に違反する行為その他本サービスの稼働を妨害する一切の行為並びに本サービス運営法人の信用を毀損し、財産を侵害する一切の行為。
   ⑪ 前各号の他、本サービス運営法人が不適当とみなす行為。
2. 本サービス運営法人は、契約法人又は利用者等の行為が前項各号いずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断する場合、直ちに契約法人及び利用者等に対する本サービスの一部又は全部の利用停止処置をし、若しくは前項各号に該当し、該当するおそれのある行為に関連するデータを削除する等の本サービス運営法人が適切と判断する措置を講じることができるものとします。
3. 本サービス運営法人は、前項の措置をとることが不可能な場合、契約法人に対して本条第 1 項各号に該

当し、該当するおそれのある行為に関連するデータの削除又はその他本サービス運営法人が判断する適切な措置を講じるよう要請することができ、契約法人は係る要請に応じるものとします。

4. 本サービス運営法人は、前2項の権利の行使に代えて、又は権利の行使と共に、契約法人に対する事実確認をし、又は第三者からの請求等があった場合には当該第三者との調整等を要請できます。

第14条（知的財産権の取り扱い）

本サービスに関する著作権、商標権、特許権及びその他知的財産権は、本サービス運営法人又は然るべき権利者に帰属します。従って、契約法人は、本サービスに関する情報、画像、映像、プログラム、商標及びロゴマーク等につき、本サービス利用及びこれに付随する従業員等のメンタル管理等の目的にのみ利用することができるものとし、本サービス運営法人の事前承諾を得ずにこれ以外の利用をしてはなりません。

第15条（データの取り扱い）

1. 契約法人は、本サービスの利用を通じて登録又は生成されたデータファイルにつき、特に保存の必要があると認めるものについては、契約法人が自らの責任で保存に必要な措置を講じるものとします。
2. 本サービス運営法人は、本サービス又は本クラウド環境の障害等により契約法人の登録データが消失又は毀損等した場合、遅滞なくその旨を契約法人に通知し、可能な範囲でデータを回復するための措置を講じるよう最善を尽くすものとし、本サービス運営法人の対応責任はこれに限られるものとします。
3. 前項は、契約法人の登録データの完全性及び保存性等を保証するものではなく、不可抗力その他本サービス運営法人の責に帰さない事由等により、登録データが一部でも消失又は毀損等したとしても、その結果発生する損害等について、本サービス運営法人は責任を負うものではありません。
4. 本サービス運営法人は、本サービスの円滑な稼働維持及び本クラウド環境の障害時の復旧等を目的として、登録データを確認し、複製等することがあります。また、本サービスの機能追加又は精度向上等を目的として、個人情報を秘匿化又は削除した上で、登録データに基づき統計データを作成し、分析等することができるものとします。

第16条（個人情報）

契約法人及び本サービス運営法人は、媒体及び手段の如何を問わず、本規約及び利用契約に基づく権利義務の履行並びに本サービスの利用等を通じて取得し、又は開示を受けた情報については、契約法人及び本サービス運営法人それぞれが規定する個人情報保護方針（プライバシーポリシー等）に基づき取り扱うものとします。

第17条（業務委託）

1. 本サービス運営法人は、本サービスの開発、保守、稼働等に関する業務の一部又は全部を、契約法人の事前承諾を得ることなく本サービス運営法人が適当と判断する第三者に委託することができるものとします。
2. 本サービス運営法人は、前項に基づき業務の委託を行う場合、当該委託先に対する管理監督責任を負うものとし、当該委託先の行為に関して当該委託先と連帯してその責を負うものとします。
3. 契約法人は、本サービス運営法人が業務委託先との間で予め個人情報及び機密情報の保護についての契約を締結した上で、当該委託先に対して、当該委託先が業務を遂行するために必要な範囲で、本サービスに関する情報（契約法人の機密情報を含む場合があります）を開示又は提供することを予め承諾します。

第 18 条（一時的な稼働停止）

1. 本サービスの稼働は、本クラウド環境の定期的な保守メンテナンス作業の実施により一時的に停止する場合があります。この定期的な保守メンテナンス作業の実施時間は別紙サービスレベル指標に定めるとおりとします。また、定期的な保守メンテナンス作業の実施の他、本サービス運営法人は、必要に応じて随時本サービスの稼働を一時停止し、保守メンテナンス等を行うことができるものとします。これらの保守メンテナンスを行うことで本サービスの稼働を停止する場合は、事前に本サービス運営法人は契約法人に対しその旨を通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合は、事後の通知となる場合があります。
2. 本サービス運営法人は、前項の他、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、契約法人に事前通知をすることなく本サービスの稼働を一時停止することができます。
   ① 本クラウド環境が事故等により停止等した場合。
   ② 通常のウィルス対策では防止のできないウィルスによる被害又は火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの正常な稼働が困難又は不可能となる場合。
   ③ 契約法人が本規約又は利用契約に違反した場合。
   ④ 第 19 条（利用の制限）の場合。
   ⑤ 法令等に基づく措置により一時的な停止が必要となった場合。
   ⑥ 前各号の他、不測の事態の発生又は運営上、技術上、本サービスの正常な稼働が困難若しくは不可能となる場合。

第 19 条（利用の制限）

本サービス運営法人は、災害の予防若しくは救助、交通、通信又は電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの稼働を停止する措置をとることができるものとします。

第 20 条（不可抗力）

契約法人又は本サービス運営法人が、次のいずれかの事由により本規約又は利用契約上の義務につき履行遅滞、履行不能、不完全履行若しくは不履行（以下「履行遅滞等」といいます）となる場合、当該当事者は相手方に対し如何なる責任も負わないものとします。

① 本規約又は利用契約上の義務履行に不可欠な相手方による承認又は情報、物品提供の遅延、不履行若しくは不完全履行等が生じた場合。
② 天災、戦争、暴動、政府機関等の行為、火災、洪水、伝染病、検疫による制限及び禁輸措置並びにその他の契約法人及び本サービス運営法人が制御不能な事態が生じた場合。

第 21 条（損害賠償）

1. 本サービス運営法人の責に帰すべき事由により本サービスが正常に稼働せず、又は契約法人が利用できない状態となった場合、それらの事態にあることを本サービス運営法人が知った時刻（以下「障害覚知時刻」といいます）から起算して 24 時間以上連続してその状態が続いた場合に限り、本サービス運営法人はこれによる契約法人の損害に対して賠償責任を負うものとします。
2. 前項の損害賠償額は、障害覚知時刻から障害が解消するまでの日数に応じて（24 時間毎に日数計算をし、24 時間に満たない部分は切り捨て）、当月の月額利用料金から日割り計算で算出した金額を上限とします。但し、本サービスが正常に稼働せず、又は契約法人が利用できない状態となったことが本サー

ビス運営法人の故意又は重大な過失による場合は、前項及び本項の規定を適用しないものとします。

3. 本サービス運営法人は、本サービス又は本クラウド環境の障害等によって直接又は間接的に生じた契約法人及びその他第三者の損害並びに契約法人が本サービスを利用した結果について生じた契約法人及びその他第三者の損害について、前項但し書きの場合を除き前2項による賠償責任以外は一切の責任を負うものではありません。
4. 本サービス運営法人は、契約法人が本規約又は利用契約に違反したことにより自らが損害を被った場合、これにより直接発生した損害の賠償を、契約法人に請求することができるものとします。

第22条（免責）

1. 本サービス運営法人は、本サービスの品質及び機能に関して、技術上又は商業上、その完全性、正確性及び有用性等につき一切の保証の責任を負うものではありません。また、法令の改正等により本サービスの品質及び機能を維持できず、また機能の変更等を余儀なくされる場合がありますが、この場合においても本サービス運営法人は一切の責任を負うものではありません。
2. 本サービス内部で行われる様々な判定及び情報等の生成は、人の健康及び精神管理に関する知識、ノウハウ及び様々な仮説に基づき構築されたプログラムに基づくものですが、これは起こり得るあらゆる状況やリスクを網羅しているものではなく、何らかの効果の実現を必ず保証するというものではありません。
3. 本サービス運営法人は、契約法人からのオプションサービス申込又はサポート対応の要請があった場合に、それらの申込又は要請を承諾することが技術的に困難であり、又は本サービスの運営に係る本サービス運営法人の業務の遂行上支障があるときは、それらの申込又は要請を承諾しないことがあります。この場合、その理由を本サービス運営法人は契約法人に対し通知します。
4. 契約法人の本サービス利用に起因して契約法人と第三者との間にトラブル又は紛争等の諸問題が生じた場合は、契約法人の責任においてこれを処理及び解決するものとし、当該トラブル又は紛争等の諸問題につき本サービス運営法人に明らかな過失がない限り、本サービス運営法人は一切の責任を負うものではありません。
5. 本サービス運営法人は、本サービスの正常稼働に最善を尽くしますが、本クラウド環境を含め一切の障害が生じないことを保証するものではありません。
6. 本サービス運営法人は、次に規定する措置又は対応を行った場合に、契約法人又は第三者に損害が発生したとしても、一切の責任を負うものではありません。
   ① 第4条（本サービス）第2項に基づき本サービスの機能を追加、変更又は削除等した。
   ② 第13条（禁止事項）に規定する措置又は要請を行った。
   ③ 第18条（一時的な稼働停止）に基づき本サービスの稼働を一時停止した。
   ④ 本条第3項に基づきオプションサービス申込又はサポート対応の要請を承諾しなかった。
7. 契約法人及び本サービス運営法人は、本規約又は利用契約に特別の規定がある場合を除き、如何なる場合も、本規約又は利用契約に関して天災地変等の不可抗力を含め自己の責に帰すことのできない事由から生じた損害及び予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害並びに間接的損害、派生的損害、逸失利益、データの滅失、業務の中断等につき一切責任を負わないものとします。

第23条（有効期間）

利用契約の有効期間は、利用契約成立日から第5条（利用手続）6項に基づくライセンス証書に記載された利用契約期間終了日までとし、利用契約が有効な間、本規約の各条項は契約法人に対して有効に適用されます。

第 24 条（中途解除）

利用契約の有効期間内は、第 25 条（契約解除）の場合を除き契約法人の都合で利用契約を中途解除することはできないものとし、この期間経過後においては、本サービス運営法人に対する 60 日前の書面による利用契約終了の意思表示をもって、利用契約の一部又は全部を中途解除することができるものとします。

第 25 条（契約解除）

1. 契約法人及び本サービス運営法人は、相手方が次のいずれかに該当した場合、相手方に対し何らの催告をすることなく、また相手方に対する何らの損害賠償義務を負うことなく、直ちに利用契約の一部又は全部を解除することができるものとします。
   ① 本規約又は利用契約に違反し、14 日以上の期間を定めてその是正を催告したにも関わらず、当該期間以内にこれが是正されなかったとき。
   ② 第 18 条（一時的な稼働停止）第 2 項各号に基づく本サービスの稼働停止の解消が見込まれないとき。
   ③ 仮差押え、仮処分、差押え、競売又は租税滞納処分等の公権力による処分を受けたとき。
   ④ 支払いを停止した場合又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
   ⑤ 破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続き又は特別清算いずれかの開始申立てがあったとき。
   ⑥ 解散又は事業の全部若しくは重要な事業の廃止、休止を決議したとき。
   ⑦ 関係官庁から事業の許可取消又は停止処分を受けたとき。
   ⑧ 資金提供等を行うことを通じて反社会勢力等の維持又は運営に協力若しくは関与したとき。
   ⑨ その他前各号に準じるような重大な事由が発生したとき。
2. 契約法人が前項各号のいずれかに該当した場合、契約法人は、本サービス運営法人に対する一切の金銭支払債務につき当然に期限の利益を失うものとし、契約法人は直ちに現金で本サービス運営法人に支払うことでこれを履行するものとします。

第 26 条（契約終了後の措置）

本サービス運営法人は、利用契約が全て終了した場合、終了日から 1 ヶ月経過したことをもって契約法人の登録データを削除します。

第 27 条（存続条項）

1. 利用契約が全て終了した後も尚、本規約の第 13 条（禁止事項）、第 16 条（個人情報）、第 20 条（不可抗力）、第 21 条（損害賠償）、第 22 条（免責）、第 25 条（契約解除）第 2 項、第 26 条（契約終了後の措置）及び本条、第 29 条（権利義務譲渡の禁止）及び第 31 条（準拠法及び合意管轄）の規定については、それぞれの趣旨に従い、引き続き効力を有するものとします。
2. 利用契約の有効期間中に発生した契約法人又は本サービス運営法人の相手方に対する金銭支払債務（損害賠償債務を含む）は、利用契約が全て終了した後も存続するものとし、当該債務が全て履行されるまで、当該債務の履行に関する本規約上の規定は尚も有効に存続するものとします。

第 28 条（内容の変更）

利用契約内容の変更は、契約法人及び本サービス運営法人双方の記名捺印又は署名ある書面によってのみ行われます。

第 29 条（権利義務譲渡の禁止）

契約法人及び本サービス運営法人は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、利用契約上の地位を第三者に承継させ、又は本規約及び利用契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならないものとします。

第 30 条（協議解決）

契約法人及び本サービス運営法人は、本規約及び利用契約の条項を誠実に履行し、本規約及び利用契約に規定のない事項、又は解釈に疑義が生じたときは、信義誠実の原則に基づき協議を行いその解決を図るものとします。

第 31 条（準拠法及び合意管轄）

本規約及び利用契約の準拠法は日本法とし、本規約及び利用契約から生じる一切の紛争については、紛争の目的価額に応じて東京地方裁判所、又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

第 1 条　本規約は、2013 年 9 月 1 日より実施します。

以上

東京メンタルヘルス株式会社
〒171-0021　東京都豊島区西池袋 2-29-8　ローズベイ池袋ビル 3 階

株式会社本エクスブレーン
〒101-0054　東京都千代田区神田錦町 3-23　錦町 MK ビル 3F